

第 33 類

精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 13.01 項の天然のオレオレジン及び 13.02 項の植物性のエキス
 - (b) 第 34.01 項のせっけんその他の物品
 - (c) 第 38.05 項のガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油その他の物品
- 2 第 33.02 項において「香気性物質」とは、第 33.01 項の物質、これらの物質から単離した香気性成分及び合成香料のみをいう。
- 3 第 33.03 項から第 33.07 項までには、これらの項の物品としての用途に適する物品のうち、当該用途に供するため小売用の包装にしたもの（混合してあるかないかを問わないものとし、精油のアキュアスディスチレート及びアキュアソリューションを除く。）を含む。
- 4 第 33.07 項において調製香料及び化粧品類には、におい袋、燃焼させて使用する香気性の調製品、香紙、化粧品を染み込ませ又は塗布した紙、コンタクトレンズ用又は義眼用の液、香料又は化粧品を染み込ませ、塗布し又は被覆したウォッディング、フェルト及び不織布並びに動物用の化粧品類を含む。

総 説

33.01 項の精油及びオレオレジン抽出物は全て、植物性の材料から抽出されたものである。抽出に用いられる方法は、得られる製品の種類を決定する。例えば、水蒸気蒸留法によるか、有機溶剤抽出法によるかによってある種の植物（例えば、シナモン）は、精油又はオレオレジン抽出物のいずれかを生ずる。

33.03 項から 33.07 項までには、これらの項の物品としての用途に適する物品のうち、当該用途に供するため小売用の包装にしたもの（混合してあるかないかを問わないものとし、精油のアキュアスディスチレート及びアキュアソリューションを除く。）を含む（この類の注 3 参照）。

33.03 項から 33.07 項までの物品は、副次的な医薬成分又は消毒成分を含んでいるかいないか又は副次的治療効果若しくは予防効果（30 類注 1（e）参照）を有するか有しないかを問わず、これらの項に属する。ただし、調製した室内防臭剤は、たとえ副次的な性質より多くの消毒特性を有していても 33.07 項に属する。

上記の物品のほか、他の用途に適する調製品（例えば、ワニス）及び混合していない物品（例えば芳香を付けていない粉末状のタルク、白土、アセトン、みょうばん）で次の条件に合致する場合は、これらの項に属する。

- (a) 消費者に販売するような状態に包装されており、かつ、調製香料、化粧品類又は室内防臭剤として使用するためのものであることが、ラベル、説明書その他により表示されていること。
- (b) これらの用途のために明らかに特定化された形状にしてあること（例えば、小瓶に貯蔵したネイルワニスでワニスの使用に必要なブラシが備えられているもの。）

この類には、次の物品を含まない。

- (a) ペトロラタム（皮膚の手入れ用に適する物品で、当該用途に供するため小売用の包装にしたものを除く。）(27.12)
- (b) 医薬調製品であって、副次的に調製香料及び化粧品類としての用途を有するもの（30.03又は30.04）
- (c) せっけん並びにせっけん又は洗剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布（34.01）

33.01 精油（コンクリートのも及びアブソリュートのもを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション

－精油（かんきつ類の果実のものに限る。）

3301.12－オレンジのもの

3301.13－レモンのも

3301.19－その他のもの

－精油（かんきつ類の果実のものを除く。）

3301.24－ペパーミント（メンタ・ピペリタのもの）

3301.25－その他のミントのもの

3301.29－その他のもの

3301.30－レジノイド

3301.90－その他のもの

(A) 精油（コンクリート及びアブソリュートを含む。）、レジノイド及びオレオレジン抽出物

精油は香料、食品その他の工業の原料となるもので、植物から得られる。これらは一般に複合成分で、アルコール、アルデヒド、ケトン、フェノール、エステル、エーテル及びテルペンを各種割合で含有している。これらの精油はテルペンを除去することにより、芳香が変化しているかいないかを問わずこの項に属する。これらの精油の大部分は揮発性であり、紙上に残したしみは通常すぐに消える。

精油は種々の方法で得られる。例えば、

- (1) 圧搾法（例えば、レモンの皮から得られるレモンオイル）
- (2) 水蒸気蒸留法
- (3) 石油エーテル、ベンゼン、アセトン、トルエンのような有機溶剤又は超臨界液体（加圧下での二酸化炭素ガスなど）による生鮮植物材料からの抽出
- (4) 冷浸法又は温浸法より得た濃縮物からの抽出（下記（B）参照）

この項にはまた上記（3）の方法によって得られたコンクリートを含む。コンクリートは植物性ろうが存在するため、固形状又は半固形状である。これらのろうを除去してアブソリュートを得るが、これらも又この項に属する。

レジノイドは主に香料、化粧品、せっけん又は界面活性剤（surfactant）の各工業において、保留剤として使用する物品である。これらは主として、不揮発性物質から構成されており、有機溶剤抽出又は超臨界液体によって、次の物品から抽出される。

- (i) 乾燥した天然の非多孔性の植物性の樹脂状物質（例えば、天然のオレオレジン又はオレオガムレジン）
- (ii) 乾燥した天然の動物性の樹脂物質（例えば、カストル（海狸香）、シベット（霊猫香）又はムスク（じゃ香））

オレオレジン抽出物は、「調製オレオレジン」又は「スパイスオレオレジン」として知られており、天然の多孔性の植物原材料（通常は、香料又は芳香性植物）からの溶剤抽出又は超臨界液体抽出のいずれかによって得られる。これらの抽出物は揮発性の芳香成分（例えば、精油）と不揮発性の香味成分（例えば、樹脂、脂肪油又は香辛成分）を含んでおり、これらが香辛又は芳香性植物の特徴的な香気又は香味を決定づけている。これらのオレオレジン抽出物の精油の含有量は、香辛性又は芳香性植物によってかなり変化する。これらの物品は主として食品工業における香味付けに使用する。

この項には次の物品を含まない。

- (a) 天然のオレオレジン（13.01）
- (b) 揮発性の成分を含んでおり、一般に他の植物性物質（香気性成分を除く）を相当量含有している植物性の抽出物で、他の項に該当するもの（例えば、水相抽出したオレオレジン）（13.02）
- (c) 植物又は動物性の着色料（32.03）

精油、レジノイド及びオレオレジン抽出物は、その抽出に使用された溶剤（例えば、エチルアルコール等）が少量残留していることがあるが、このことにより、この項の範囲から除外されることにはならない。

主成分の一部を除去又は付加することにより単に標準化した精油、レジノイド及びオレオレジン抽出物で、その組成が天然品の組成の通常範囲内にある限り、この項に含まれる。しかし、分画その他の変性（テルペン系炭化水素を除去する場合を除く。）により、その組成がもとのものと著しく異なるものとなった精油、レジノイド及びオレオレジン抽出物は、この項から除かれる（通常、33.02）。この項には植物油、ぶどう糖又はでん粉のような希釈剤又は担体を加えて調製された物品は含まない（通常、33.02）。

主要な精油、レジノイド及びオレオレジン抽出物は、この類の解説の付表に掲げてある。

(B) 精油のコンセントレート（油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）

コンセントレートは、植物又は花から油脂、ペトロラタム、パラフィンワックス等を媒質

として温浸法又は冷浸法を使用して精油を抽出する際に得られる。そのため、精油のコンセントレートは油脂等に溶けた形状をしており、脂に溶かしたものは flower pomade として取引される。ただし、頭髮等に調製されたポマードとして知られているものは含まない(33.05)。

(C) テルペン系副産物

この項に属するテルペン系副産物は、分別蒸留その他の方法により精油から分離されるもので、ある種の化粧せっけん又は食料品の香り付けにしばしば使用される。

(D) 精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション

アキュアスディスチレートは、植物から水蒸気蒸留により精油を抽出する際に蒸留物の水層として得られる。精油を分離した後もアキュアスディスチレートは少量の精油が残るため香気を有する。アルコール中に貯蔵された植物を蒸留して得られるある種のディスチレートは、少量のアルコールを含有している。また、他に保存に必要なアルコールを含有するものもある(例えば、ウイッチヘーゼルディスチレート)。

この項には、精油の水溶液も含む。

これらの物品は、たとえ他の物質を添加することなく相互に混合したもの又は香料若しくは医薬品にしたものであってもこの項に含む。

最も普通のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューションは、オレンジフラワー、ローズ、メリサ、ミント、フェンネル、チェリーローレル、ライムブロッサム、ウイッチヘーゼル等のものである。

前記の除外例のほか、この項には、次の物品を含まない。

- (a) バニラオレオレジン(誤って「バニラレジノイド」又は「バニラエキス」と呼ばれることがある。)(13.02)
- (b) 化学的に単一の化合物で精油から単離したもの(例えば、単離したテルペン)、レジノイドから単離したもの(自然単離物)又は合成によって得られたもの(29類)。
- (c) 精油の混合物、レジノイドの混合物、オレオレジン抽出物の混合物、精油とレジノイド又はオレオレジン抽出物との混合物並びにこれらの混合物及び精油、レジノイド又はオレオレジン抽出物をもととした混合物(33.02解説参照)。
- (d) ガムテレピン油、ウッドテレピン油及び硫酸テレピン油その他のテルペン油(蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。)(38.05)

*

* *

号の解説

3301.12

3301.12号の「オレンジ」には、マンダリン(タンジェリン、うんしゅうみかんを含む)、クレメンタイン(clementines)、ウィルキング(wilkins)その他これらに類するかんきつ類の交雑種を含まない。

33.02 香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物(アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る)並びに香気性物質をもととしたその他の調製品(飲料製造に使用する種類のものに限る。)

3302.10—食品工業又は飲料工業において使用する種類のもの

3302.90—その他のもの

この項には、香料工業、食品工業又は飲料工業(例えば、菓子製造、食品又は飲料の香味付け)及びその他の工業(例えば、せっけん製造)の原料として使用する種類のものに限り次に掲げる混合物を含む。

- (1) 精油の混合物
- (2) レジノイドの混合物
- (3) オレオレジン抽出物の混合物
- (4) 合成芳香剤の混合物
- (5) 二以上の香気性物質(精油、レジノイド、オレオレジン抽出物又は合成芳香剤)から成る混合物
- (6) 一以上の香気性物質(精油、レジノイド、オレオレジン抽出物又は合成芳香剤)を含む混合物で植物油、ぶどう糖又はでん粉のような希釈剤又は担体と結合させたもの。
- (7) 他の類に属する物品(例えば、香辛料)と一以上の香気性物質(精油、レジノイド、オレオレジン抽出物又は合成芳香剤)との混合物で、これらの香気性物質を主体とするもの(希釈剤又は担体と結合しているか、アルコールを含有しているかないかを問わない。)

精油、レジノイド又はオレオレジン抽出物の成分の一以上を除去することにより得られるもので、その組成がもとの組成と著しく異なることとなった場合もこの項の混合物として分類する。主なものとしては、メントン油(ペパーミント油をほう酸で処理した後に冷凍することによりメントールの大部分を除いたもので、63%のメントンと16%のメントールを含む)、しょう脳白油(しょう脳原油を冷凍及び蒸留することによりしょう脳及びサフロールを除去したもので、30~40%の cineole と dipentene、pinene、camphene 等を含む。)及びゲラニオール(citronella oilの分別蒸留によって得られ、50~77%のゲラニオールと citronellol 及び nerol を含む。)がある。

特に、この項には精油及び保留剤から成る混合物で、アルコールの添加後でなければ使用に適しない香料ベース(perfume base)を含む。また、一以上の香気性物質のアルコール(例えば、エチルアルコール、イソプロピルアルコール)溶液で香料工業、食品工業、飲料工業又はその他の工業において原料として使用する種類のもはこの項に含まれる。

この項には、香気性物質をもととしたその他の調製品で、飲料製造に使用する種類のものを含む。これらの調製品は、アルコールを含有するもの又は含有しないもので、アルコール飲料又はアルコールを含有しない飲料の製造に用いられる。これらは、飲料に一義的に香りを与え、二次的に風味を付与するために使用する。33類注2に規定された1以上の香気性物質をもととしており、また、通常、このような調製品はある特定の飲料を特徴づけるための香気性物質を比較的少量含有する。またそれらは、香気性物質の特性を有している限り、ジュース、色素、酸味料、甘味料なども含んでいてもよい。提示の際に、これらの調製品は飲料として消費されるようになって

ていないので、22 類の飲料と区別することができる。

この項には、この類の注 2 に規定する香気性物質以外の物質をもととした、飲料製造に使用する調製品（アルコールを含有するかしないかを問わない。）を含まない（他の項に含まれない物品は 21.06 項）。

33.03 香水類及びオーデオロン類

この項には、液状、クリーム状又は固形状（棒状のものを含む。）の香水及び化粧水で、人体に芳香を与えることを主目的として製造したものを含む。

香水類は、一般に精油、フローラルコンクリート、フローラルアブソリュート又は人造の香気性物質の混合物を高濃度のアルコールに溶かしたものである。これらには、通常更に補香剤及び保留剤又は安定剤が配合されている。

化粧水、例えば、ラベンダーウォーター、オーデオロン（33.01 項の精油のアキュアスディステレート及びアキュアソリューションと混同してはならない。）は、少量の精油等を含有し、一般に上記の香水よりも濃度が低いアルコール液である。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) トイレットビネガー（33.04）
- (b) ひげそり後用のローション及び身体用防臭剤（33.07）

33.04 美容用、メーカーキープ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品

3304.10—唇のメーカーキープ用の調製品

3304.20—眼のメーカーキープ用の調製品

3304.30—マニキュア用又はペディキュア用の調製品

—その他のもの

3304.91—パウダー（固形にしたものを含む。）

3304.99—その他のもの

(A) 美容用又はメーカーキープ用の調製品及び皮膚の手入れ用の調製品

（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含む。）

これらには、次の物品を含む。

- (1) 口紅及びその他唇のメーカーキープ用の調製品
- (2) アイシャドー、マスカラ、眉ずみ及びその他眼のメーカーキープ用の調製品
- (3) その他の美容用又はメーカーキープ用の調製品及び皮膚の手入れ用の調製品（医薬品を除く。）。

例えば、おしろい（固形のものを含む。）、ベビーパウダー（混合しておらず、香りのないも

ので小売用に包装したタルカムパウダーを含む。) その他のパウダー及びグリースペイント (ドーラン)、ビューティクリーム、コールドクリーム、メーキャップクリーム、クレンジングクリーム、栄養クリーム (ロイヤルゼリーを含有するものを含む。) 及びスキントニック又はボディローション、皮膚の手入れ用に供するため小売用の包装にしたペトロラタム、皮膚を保護するためのバリアクリーム、しわの除去と唇のはりを増すための皮下注射用ゲル (ヒアルロン酸を含有するものを含む。)、にきび防止用調製品 (34.01 項のせっけんを除く。) で皮膚を清潔にすることを主目的として作られたもので、にきびの治療又は予防効果を有する活性成分を十分に含んでいないもの並びに酢又は酢酸と香気のあるアルコールの混合物であるトイレットビネガー。日焼止め用又は日焼け用の調製品もここに含む。

(B) マニキュア用又はペディキュア用の調製品

これらには、つめ磨き料、ネイルワニス、ネイルワニスの剥離剤、あま皮とり (cuticle removers) 及びマニキュア又はペディキュアに使用されるその他の調製品を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 皮膚病の治療に使用する医薬調製品 (例えば、湿疹治療用のクリーム (30.03 又は 30.04))
- (b) 足の防臭剤及び動物のつめの手入れ用の調製品 (33.07)
- (c) 人工爪 (プラスチック製のもの) (39.26) (その他の材料製のものは、構成材料に従って分類される。)

33.05 頭髪用の調製品

3305.10-シャンプー

3305.20-パーマメント用の調製品

3305.30-ヘアラッカー

3305.90-その他のもの

この項には、次の物品を含む。

- (1) シャンプーでせっけん又はその他の有機界面活性剤を含有するもの (34 類注 1 (c) 参照) 及びその他のシャンプー。すべてのこれらのシャンプーは、副次的な医薬成分又は消毒成分 (治療作用又は予防作用を有するものを含む。) を含んでいてもよい (30 類注 1 (e) 参照)。
- (2) パーマメント用の調製品
- (3) ヘアラッカー (ヘアースプレーとも呼ばれる。)
- (4) その他の頭髪用調製品 (例えば、ブリリアンチン並びにヘアオイル、クリーム (ポマー ド) 及びドレッシング並びに染毛料及び頭髪に使用する漂白剤、クリームリンス) 頭皮以外の人体の毛に使用する調製品は含まない (33.07)。

33.06 口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）

3306.10－歯磨き

3306.20－歯間清掃用の糸（デンタルフロス）

3306.90－その他のもの

この項には、口腔衛生用の調製品を含む。例えば、

(I) すべてのタイプの歯磨き

(1) 練歯磨きその他の歯磨き：これらの物品は歯ブラシと共に使用する物質又は調製品で、歯の表面をきれいにするため若しくは磨くために使用するか、又は虫歯予防処理のようなその他の目的に使用するかを問わない。

練歯磨きその他の歯磨きは、それらが研磨剤を含むか含まないか、又はそれらが歯科医によって使用されるかされないかを問わず、この項に属する。

(2) 義歯用洗浄剤：義歯の洗浄用及び磨き用の調製品であり、研磨剤を含むか否かを問わない。

(II) 口すすぎ及び口中香水**(III) 義歯定着用のペースト、粉及び錠剤**

また、この項には個々に小売用に包装した歯間清掃用の糸（デンタルフロス）を含む。

33.07 ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）

3307.10－ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品

3307.20－身体用の防臭剤及び汗止め

3307.30－芳香を付けた浴用塩その他の浴用の調製品

－室内に芳香を付けるため又は室内防臭用の調製品（宗教的儀式用の香気性の製品を含む。）

3307.41－アガバティその他の香気性の調製品で燃焼させて使用するもの

3307.49－その他のもの

3307.90－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(I) ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品：例えば、せっけんその他の有機界面活性剤（34類注1（c）参照）を含有するひげそり用クリーム及びフォーム並びにひげそり後用のローション、みょうばんの塊及び止血ペンシル。

固形のひげそり用せっけんは、含まない（34.01）。

(II) 身体用の防臭剤及び汗止め

(Ⅲ) 浴用の調製品：例えば、芳香を付けた浴用塩及びフォームバス用の調製品（せっけんその他の有機界面活性剤を含有しているかいないかを問わない。）（34 類注 1（c）参照）。

全部又は一部が合成有機界面活性剤からなる皮膚の洗浄用の調製品（せっけんの含有量を問わない。）で、液状又はクリーム状で小売用にしたものは、34.01 項に属し、同様の調製品で小売用にしてないものは、34.02 項に属する。

(Ⅳ) 室内付香用又は室内防臭用の調製品（宗教的儀式用の香気性調製品を含む。）

(1) 室内付香用の調製品及び宗教的儀式用の香気性調製品：これらは通常蒸発させ又は燃焼させることにより使用する（例えば、「アガバティ」）。これらは液状、粉状、円すい状のもの、紙に染み込ませたもの等がある。これらの調製品のうち、一部のものは臭気をおおい隠すために使用する。

付香したろうそくは含まない（34.06）。

(2) 室内防臭用の調製品（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）

室内防臭用の調製品は、主としておさえるべき臭気に対して化学的に作用する物質（メタクリル酸ラウリル）又は物理的に臭気を吸着（例えば、ファンデルワールズ結合）する他の物質から成る。小売用のものは、一般にエアゾール缶に詰められている。

冷蔵庫、自動車等の脱臭剤として小売用に包装した活性炭等もこの項に属する。

(Ⅴ) その他の製品

(1) 脱毛剤

(2) におい袋：芳香性の植物の部分の小袋に入れたもので、シャツ戸棚等に香りを付けるのに使用する。

(3) 香紙及び化粧料を染み込ませ又は塗布した紙

(4) コンタクトレンズ用又は義眼用の液：これらは、洗浄、消毒若しくは侵せき又は装着を快適にするために使用する。

(5) 香料及び化粧料を染み込ませ、塗布し又は被覆したウォッディング、フェルト及び不織布

(6) 動物用化粧品類：例えば、犬用のシャンプー及び鳥の羽毛洗剤

(7) 医療用を除き、滅菌してあるかないかを問わず、衛生用品として小売用の包装にした塩化ナトリウム溶液

付 表

33.01 項の主要な精油及びレジノイドのリスト

精油

Angelica	Gardenia	Oak Moss (Mousse de Chene)
Aniseed	Garlic	Onion
Badian	Geranium	Origanum
Basil	Ginger	Orris
Bay	Grapefruit	Palmarosa
Benzoin	Guaiacwood	Parsley
Bergamot	Ho (Shiu)	Patchouli
Birch	Hop	Pennyroyal
Bitter almond	Hyacinth	Pepper, black
Bitter orange	Hyssop	Peppermint
Bois de rose (Rosewood)	Jasmine	Petitgrain
Broom	Jonquil	Pimento (Allspice)
Cajuput	Juniper	Pin needle (but not pinewood - heading 38.05)
Calamus	Kuro moji	Rose
Camphor	Laurel	Rosemary
Cananga	Lavandin	Rue
Canella	Lavender	Sage
Caraway	Lemon	Sandalwood
Cassia	Lemongrass	Sassafras
Cassie	Lime (Limette)	Savin
Cedar	Linaloe	Spearmint
Cedrat	Mace	Spike lavender
Celery	Mandarin (Tangerine)	Sweet orange
Chamomile	Marjoram	Tancy
Chenopodium (Wormseed)	Mawah (Kenya geranium)	Tarragon
Cinnamon	Melissa	Thuja
Citronella	Mimosa	Thyme
Clove	Mint	Tolu
Copaiba	Mustard	Valerian
Coriander	Myrrh	Verbena
Cumin	Myrtle	Vetiver
Cypress	Narcissus	(Cus-cus, or Khus-khus)
Dill	Neroli	Violet
Eucalyptus	(Orange flower)	Wintergreen
Fennel	Naiouli	Wormwood (Absinthe)
Galangal	Nutmeg	Ylang-ylang

レジノイド

Asafoetida	Galbanum	Myrrh
Benzoin	Labdanum	Olibanum
Castoreum	Mastic	Opopanax
Civet	Mecca balsam	Peru balsam
Copaiba	(Balm of Gilhead)	Styrax
Elemi	Musk	Tolu

オレオレジン抽出物

Aniseed	Cubeb	Mustard
Badian	Cumin	Nutmeg
Basil	Deertongue	Oregano
Bay	Dill	Origanum
Canella	Fennel	Paprika
Capsicum	Foenugreek	Paradise seed
Caraway	Galangal	Pepper, black
Cardamon	Ginger	Pimento (Allspice)
Carrot	Hop	Rosemary
Cassia	Horseradish	Sage
Celery	Juniper	Savory
Cinnamon	Laurel	Tarragon
Clove	Lovage	Thyme
Copaiba	Mace	Turmeric
Coriander	Marjoram	